

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請をされた皆様へ

時下、貴社におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから、環境行政とりわけ廃棄物処理に関する施策に御理解御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、去る平成16年9月29日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第296号、平成16年10月27日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第24号が公布され、政令及び省令中の産業廃棄物収集運搬の基準について、次のとおり改正が行われました。産業廃棄物の不法投棄事案の増加に対応し、適正な処理を確保するため、産業廃棄物の収集又は運搬を行う運搬車の車体の外側に、省令に定めるところにより産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ当該運搬車に省令で定める書面を備え付けておくこととする内容が、平成17年4月1日から施行されます。

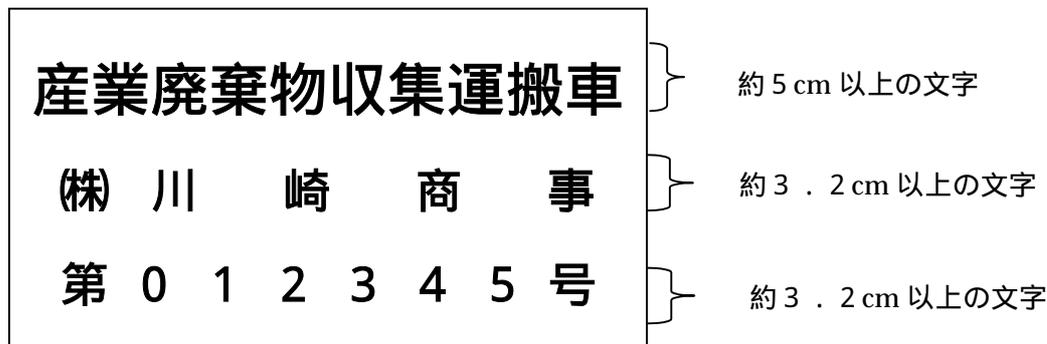
産業廃棄物処理業者各位におかれましては、改正の内容を御理解いただき御協力をお願いします。

表示方法

表示事項	大きさ JIS Z8305
産業廃棄物収集運搬車である旨	140ポイント（約5cm以上）
氏名又は名称	90ポイント（約3.2cm以上）
許可番号（下6ケタのみ）	90ポイント（約3.2cm以上）

車両表示例

車両の両側に表示します。



書面

許可証の写し
産業廃棄物管理票

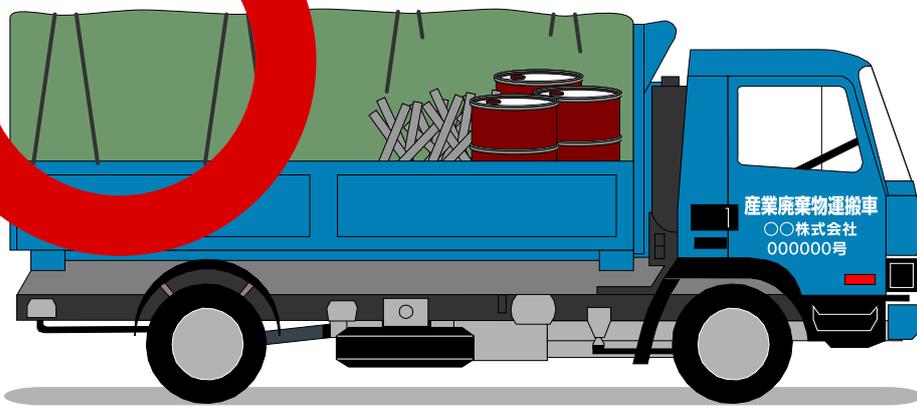
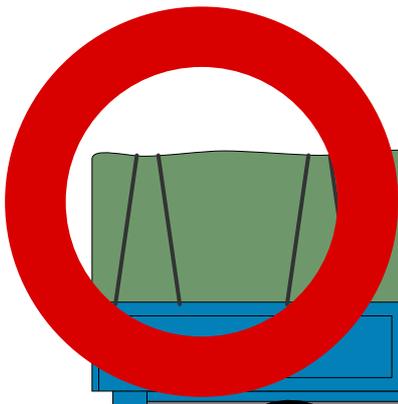
この規定は収集運搬の基準となりますので、違反した場合は第19条の3改善命令の対象となります。

御不明な点がございましたら担当まで御連絡下さい。

(担当) 川崎市環境局廃棄物指導課
Tel 044(200)2593
e-mail 30haiki@city.kawasaki.jp

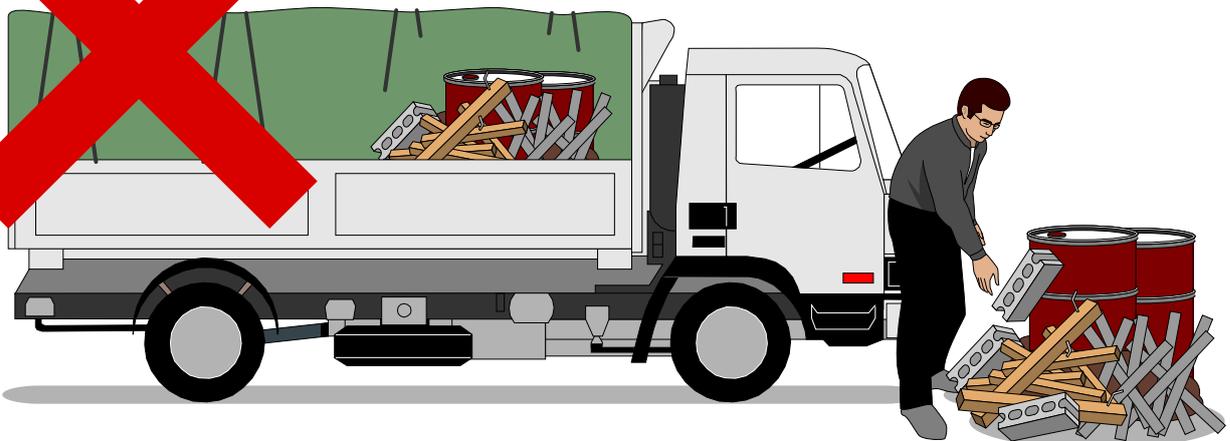
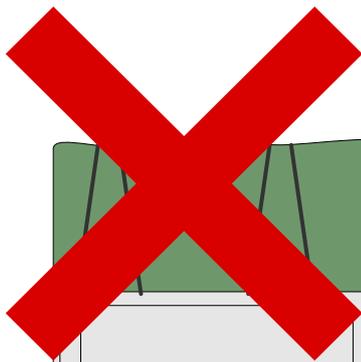
平成17年4月1日から、
**産業廃棄物を運搬する車両の
表示及び書面の備え付け(携帯)
が必要となります。**

産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付けがある
車両での産業廃棄物の収集・運搬。



- 氏名又は名称及び住所
○〇株式会社
- 〇県○〇市○〇番
- 産業廃棄物の種類・数量
廃○○○○・〇〇トン
- 積載日
○年○月○日
- 積載した事業場
○○〇〇工場
○〇県○〇市○〇町○〇番
TEL○○-○○○○-○○○○
- 運搬先の事業場
○○〇〇リサイクルセンター
○〇県○〇市○〇町○〇番
TEL○○-○○○○-○○○○

産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付けがない
車両での産業廃棄物の収集・運搬。



環境省
廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

① 表示義務について



産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

(みほん)

排出事業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名



表示

- 注意点
- ・ 見やすいこと
 - ・ 鮮明であること
 - ・ 両側面に表示すること
 - ・ 識別しやすい色の文字であること

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号(下6けた以上)



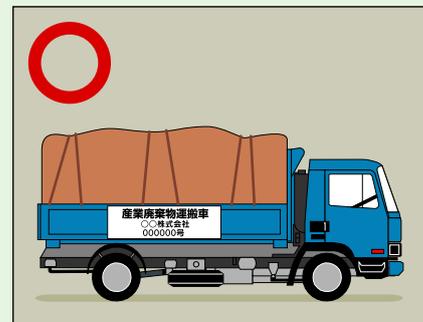
● 実際の表示の例



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



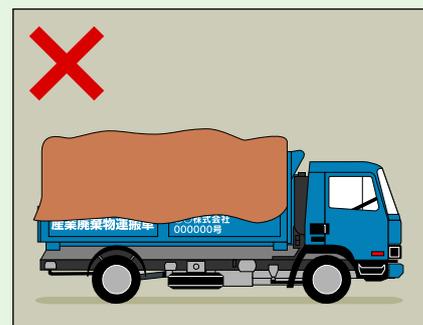
左右で表示位置が違ってても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。



表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

② 書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(みほん)

■氏名又は名称及び住所
 ○○株式会社
 ○○県○○市○○町○○番
 ■産業廃棄物の種類・数量
 廃○○○○○・○○トン
 ■積載日
 ○年○月○日
 ■積載した事業場
 ○○○○工場
 ○○県○○市○○町○○番
 TEL○○-○○○○-○○○○
 ■運搬先の事業場
 ○○○○リサイクルセンター
 ○○県○○市○○町○○番
 TEL○○-○○○○-○○○○

書
面

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・ 許可証の写し (※)

産業廃棄物管理票

産業廃棄物
収集運搬業許可証
(写し)

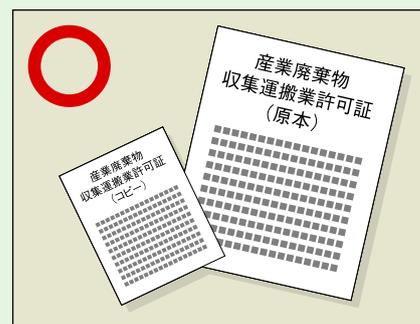
●実際の書面の例



排出事業者が携帯する書類は、
記載事項に合致すれば、様式は
問いません。



電子マニフェストを利用してい
る場合には、書面の代わりに電子
情報や連絡機器で代替できます。



処理業者が携帯する許可証の写
しは必ずしも原本と同じ大きさ
でなくとも問題ありません。

※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証及び③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)が必要になります。

- ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先

(ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。)

③ その他の留意事項

○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機)や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

○再生利用認定制度又は広域認定制度に係る環境大臣の認定を受けている場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、環境大臣から再生利用認定制度又は広域認定制度を受けている場合、1・2と異なる取扱いとなります。(詳細は、環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課指導係までお問い合わせください。)

○表示、書類携帯を行わなかった場合

法律違反(廃棄物処理法違反)となり、行政命令の対象(排出事業者であれば改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分など)になります。

この行政命令にも違反した場合には、刑事罰を受けることになります。



<相談・連絡先>

実際の運用の詳細については、各都道府県・保健所設置市の産業廃棄物担当部局までお問い合わせ下さい。

●電子マニフェストについてのお問い合わせ

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター (サポートセンター)

TEL. 03-5811-8296(直通) E-mail info@jwnet.or.jp

〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町2-8-4 日本橋コアビル2F

●このパンフレットについてのお問い合わせ

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

TEL. 03-3581-3351(代表) 6878(内線)

〒100-9875 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2